

綾瀬市保育士等待遇改善給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育人材の確保、定着及び離職防止を図るため、保育施設に就労する保育士等に対し待遇の改善を図ることについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園及び法第34条の15第2項の規定による認可を受けた法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設のうち、綾瀬市内において法人又は個人が運営する施設をいう。
- (2) 保育士等 保育士、看護師、保健師、子育て支援員のいずれかの資格を有している者で、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1号の3の規定により明示された就業の場所が保育施設であり、かつ、従事すべき業務が保育であるものをいう。
- (3) 常勤 期間の定めのない労働契約（1年以上の期間を定めた労働契約を含む。）を締結し、かつ、保育施設（異なる保育施設間で人事異動を行う等、相互に密接な関連を有する保育施設は、同一の保育施設とみなす。）において1日6時間以上かつ月20日以上（それと同等の勤務条件と市長が認める者を含む。）常態的に継続して勤務し、当該保育施設を適用事業所とする社会保険の被保険者となっていることをいう。

(給付対象者)

第3条 給付金の交付を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市内に存する保育施設を運営する事業者（それぞれの保育施設間で人事異動を

行う等、相互に密接な関連を有する事業者は同一の事業者とみなす。以下同じ。)
に常勤の保育士等として勤務する者であること。

(2) 保育施設を設置し、又は運営している事業者の役員でないこと。

(給付額)

第4条 給付額は、保育士等1人につき1月10,000円とする。

(給付対象期間)

第5条 補助の対象となる期間は、補助金の交付を決定した日の属する年度の4月
(当該年度の途中で雇用された者にあっては、雇用された日の属する月)から、第
3条に掲げる要件のいずれかに該当しなくなった日の属する月とする。ただし、育
児休業等(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法
律(平成3年法律第76号)に基づく休業及び休暇をいう。)及び、療養休暇等に
より勤務しなかった月を除く。

(交付申請)

第6条 給付金の交付を受けようとする者は、綾瀬市保育士等待遇改善給付金交付申
請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする
年度の3月31日までに提出しなければならない。

(1) 雇用証明書(第2号様式)

(2) 保育士等の資格証の写し

2 前項の規定による交付申請は、年度ごとに行うものとする。

(決定の通知)

第7条 規則第7条の規定による通知は、綾瀬市保育士等待遇改善給付金(変更)交
付決定通知書(第3号様式)によるものとする。

(変更等の承認)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の
申請に係る事項に変更が生じたときは、綾瀬市保育士等家賃補助金変更承認申請書
(第4号様式)に、変更の内容に応じて市長が必要と認める書類を添えて速やかに
市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の提出があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、
決定通知書により交付決定者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の市長の定める期日は、交付の決定があったことを知った日から起算して10日を経過した日とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条第1項の規定による実績報告は、綾瀬市保育士等待遇改善給付金実績報告書(第5号様式)に雇用証明書(第2号様式)を添えて行うものとし、同項に規定する市長の定める期日は、補助金の交付を決定した翌年度の4月30日とする。

(決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した給付金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により給付金の交付を受けたとき。
- (2) 給付金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

綾瀬市保育士等待遇改善給付金交付申請書

年　月　日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

綾瀬市保育士等待遇改善給付金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 勤務先名（ ）

2 交付申請額 円
10,000円／月 × か月（年度内に就労する月数）

3 保有する資格

（ 保育士 ・ 看護師 ・ 保健師 ・ 子育て支援員 ）

4 添付資料

（1）雇用証明書（第2号様式）

（2）保育士等資格証の写し

第2号様式（第6条関係）

雇用証明書

年　月　日

事業者　所在　地

名　称

代表者氏名

次のとおり雇用していることを証明します。

氏　名	
住　所	
勤務先名	
勤務先所在地	
雇用（予定）期間	年　月　日　～
就労形態	週　　時間勤務（1日　　時間・週　　日） 月　　日勤務

第3号様式（第7条関係）

綾瀬市保育士等待遇改善給付金（変更）交付決定通知書

年　月　日

様

綾瀬市長

印

年　月　日付けで申請がありました綾瀬市保育士等待遇改善給付金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条（第9条）の規定により、次のとおり決定しました。

1 交付の可・否（理由：）

2 納付金額 円

3 納付対象期間

年　月　日～　年　月　日

4 納付条件

第4号様式（第8条関係）

綾瀬市保育士等待遇改善給付金変更承認申請書

年　月　日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

年　月　日付けで交付決定を受けた綾瀬市保育士等待遇改善給付金について、次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

	変更前	変更後
雇用形態		
雇用時間		
退職		年　月　日退職
その他 ()		

2 変更の理由

3 添付書類

第5号様式（第10条関係）

綾瀬市保育士等待遇改善給付金実績報告書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

年　　月　　日付けで交付決定を受けた綾瀬市保育士等待遇改善給付金に係る実績について次のとおり報告します。

1 勤務先名()

2 勤務月数 か月

3 添付書類
雇用証明書（第2号様式）